

令和6年度 HBMS 事業戦略にかかる調査業務（MBA 需要調査業務） 委託仕様書

1. 業務名

令和6年度 HBMS 事業戦略にかかる調査業務（MBA 需要調査業務）

2. 目的

HBMS では、SMO*を対象とした MBA プログラムにおいて唯一無二のビジネススクールを目指して、さまざまな取組を計画・実行しているところである。

本業務は、国内の地方中核都市における MBA スクールの需要並びに留学生の MBA 取得意向などを把握し、今後の事業展開における施策の方向性の検討を行うための基礎資料の収集を目的とする。

*SMO・・・中小企業・中小規模組織

3. 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4. 業務内容

受託事業者は、本学職員と協議の上、次の業務を行うこと。

(ア) 国内の地方中核都市における MBA スクールの需要に関する調査

(1) 調査設計及び調査票作成

国内の地方中核都市において MBA スクールの需要がどの程度あるのか、またその需要を取り込むためにどのような施策が効果的であるかを検討するためにインターネット調査を行う。本調査目的を達成するために、受託者は、適切な調査対象者や調査項目を検討し、提案のうえ、本学職員の承認を得た後に日本語で調査票を作成すること。その際に、どのような集計を行い、どのような分析を行う方針であるのか、分析の意図を整理して提案すること。質問数は全体で 25 問程度を見込むが、本学職員が分析に必要と判断した場合は 25 問を超える可能性がある。なお、性別、年齢、職業、家族構成、世帯年収等の基本属性は上記の質問数に含めていないが、分析に必要な場合はこれらの基本属性も適宜データを取得することとする。

(2) 調査の実施

作成した調査票に基づき、インターネット調査を実施する。

以下の内容にて、インターネット調査を実施する。日本国内の有職者に対してスクリーニング調査を行い、20,000 サンプル以上（最大 30,000 サンプル）の回答を得ること。その中から管理職や経営層など MBA 需要が見込まれる人を抽出し、本調査を行うこと。本調査の回収目標数は、1,000 サンプル以上（最大 2,000 サンプル）とする。なお、2,000 サンプルを超えて回収した場合でも、変更契約は行わない。また、本調査の対象者の抽出

条件は、本学職員の指示により、条件を変更することがある。

(3) データの精査

回収したローデータについて、内容の精査を行い、著しく回答時間の短いものや、質問間の回答に矛盾が見られるものなどの無効回答を除外するなどの精査を行う。質問内容に自由回答を含む場合には、自由回答の内容も考慮した上でデータの精査を行うこと。データ精査の結果、無効回答を除外することで、本調査のサンプルサイズが 1,000 件を下回る場合には、追加で回収の指示をすることがある。なお、この追加回収による変更契約は行わない。

(4) 集計・報告書の作成

精査済みのデータについて、単純集計及びクロス集計を行う。クロス集計は、受託事業者が分析軸を適宜提案し行うこととするが、本学職員が追加で分析軸を指示した場合にはこれに従うこと。分析軸の数に上限は設けないため、受託事業者は、本学職員が指示した場合には、速やかにクロス集計を行わなければならない。集計データをもとに、グラフや図表を用いて調査結果をわかりやすく整理し、報告書を作成すること。

(イ) 国内の地方中核都市における MBA 取得意向者へのインタビュー調査

(1) 調査設計及びインタビューにおける質問項目の作成

国内の地方中核都市において MBA 取得意向を示した人がどのような背景、要因により取得を目指しているのかを分析し、取得意向者への効果的なアプローチを検討するために、インタビュー調査を行う。本調査目的を達成するために、受託者は、適切な調査対象者や質問項目を検討し、提案すること。その際に、どのような意図をもって質問し、どのような回答を聞き出す方針であるのか、質問の意図を整理して提案し、本学職員により修正指示があった場合には、適宜これを反映すること。インタビュー時間は 1 人あたり 30 分程度を見込むが、本学職員が必要と判断した場合は 30 分を超える内容になる可能性がある。

(2) 対象者のリクルーティング

対象者に対して調査目的や調査方法等の調査概要を適切に説明したうえで、インタビュー調査への協力の同意を得ること。対象者との認識の齟齬が生じた場合には、受託者が対象者と連絡調整を行い、これを解決すること。インタビュー調査を通じて具体的で建設的な示唆を得るために、対象者の適格性については十分に配慮することとし、プロフィールや MBA の取得意向の確からしさについて事前にヒアリングを行うこと。本学職員が適格性を欠くと判断した場合には、対象者の入れ替えや、追加でのインタビュー調査の実施を求めることがある。なお、このことによる変更契約は行わない。

(3) 調査の実施

作成した質問項目に基づき、インタビュー調査を実施する。インタビュー調査は原則として 1 人ずつのデプスインタビューを想定するが、状況に応じてグループインタビューな

いし 2 人以上同時でのデプスインタビューとすることも認める。インタビュー調査の実施数量は、10 人程度とする（発注者と協議）。なお、10 人を超えて実施した場合でも、変更契約は行わない。

(4) 発言録・報告書の作成

インタビュー調査は対象者に了解を得たうえで録音を行い、後日、録音データをもとに発言内容を発言録としてとりまとめる。発言録は、発言者（モデレーター、対象者、その他関係者等）ごとに発言内容が区別できるように、また発言した順序が区別できるように時系列に作成すること。発言内容に専門的な用語や一般的でない用語が含まれ、解釈に困難が生じる場合には、適宜発言者に確認を行い、補足をすること。発言録は、インタビュー終了時に、都度、本学職員の指示のもと速やかに提出すること。調査対象者の発言の中から重要なポイントを抽出し、報告書としてとりまとめること。

(ウ) 留学生の MBA 取得意向に関するインタビュー調査

(1) 調査設計及びインタビューにおける質問項目の作成

留学生の MBA 取得意向がどの程度あるのか、またその背景としてどのような要因が考えられるのかを分析し、取得意向者への効果的なアプローチを検討するために、インタビュー調査を行う。本調査目的を達成するために、受託者は、適切な調査対象者や質問項目を検討し、提案すること。その際に、どのような意図をもって質問し、どのような回答を聞き出す方針であるのか、質問の意図を整理して提案し、本学職員により修正指示があった場合には、適宜これを反映すること。インタビュー時間は 1 人あたり 30 分程度を見込むが、本学職員が必要と判断した場合は 30 分を超える内容になる可能性がある。

(2) 対象者のリクルーティング

対象者に対して調査目的や調査方法等の調査概要を適切に説明したうえで、インタビュー調査への協力の同意を得ること。対象者との認識の齟齬が生じた場合には、受託者が対象者と連絡調整を行い、これを解決すること。インタビュー調査を通じて具体的で建設的な示唆を得るために、対象者の適格性については十分に配慮することとし、プロフィールや MBA の取得意向の確からしさについて事前にヒアリングを行うこと。本学職員が適格性を欠くと判断した場合には、対象者の入れ替えや、追加でのインタビュー調査の実施を求めることがある。なお、このことによる変更契約は行わない。

(3) 調査の実施

作成した質問項目に基づき、インタビュー調査を実施する。インタビュー調査は原則として 1 人ずつのデプスインタビューを想定するが、状況に応じてグループインタビューないし 2 人以上同時でのデプスインタビューとすることも認める。インタビュー調査の実施数量は、10 人程度とする（発注者と協議）。なお、10 人を超えて実施した場合でも、変更契約は行わない。

(4) 発言録・報告書の作成

インタビュー調査は対象者に了解を得たうえで録音を行い、後日、録音データをもとに発言内容を発言録としてとりまとめる。発言録は、発言者（モデレーター、対象者、その他関係者等）ごとに発言内容が区別できるように、また発言した順序が区別できるように時系列に作成すること。発言内容に専門的な用語や一般的でない用語が含まれ、解釈に困難が生じる場合には、適宜発言者に確認を行い、補足をすること。発言録は、インタビュー終了時に、都度、本学職員の指示のもと速やかに提出すること。調査対象者の発言の中から重要なポイントを抽出し、報告書としてとりまとめること。

5. 成果品（納品物）

(1) 納入部数

ローデータ、単純集計表、クロス集計表、インタビュー質問項目、発言録、報告書、その他本学職員が指示する資料 一式

(2) 納入期限

令和 7 年 3 月 31 日

(3) 納入場所

県立広島大学本部事務部 HBMS マネジメント課

6. 再委託

受託者は、受託業務の全部又は一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめその旨を大学に申請し承諾を得た場合は、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。

7. 特記事項

- (1) 受託者は、業務の実施に当たり、事前及び履行期間中に委託者と適宜打ち合わせを行うなど、密接な連絡を取りながら業務を実施すること。打合せ協議はオンライン会議システムを用いることも可とするが、委託者の求めに応じて対面での打合せ協議にも応じなければならない。また、疑義が生じた場合あるいは委託者の求めに応じて、速やかに委託者と協議を行い、その指示を受けること。
- (2) 受託者は、業務上知り得た情報を他人に知らせ、又は目的以外に使用しないこと。この業務が終了した後においても同様とする。
- (3) 受託者は業務遂行の品質保証(ISO9001、ISO20252 等)ができること。
- (4) 受託者は個人情報の適切な取り扱いを保証（プライバシーマーク等）できること。
- (5) 受託者は、本業務を円滑に遂行する体制を構築するため、専門統計調査士の資格を有し、かつ、同種業務の経験を 5 件以上有する者を業務担当者として配置すること。
- (6) 成果品は、全て委託者の所有に属するものとし、委託者の承認を得た成果品は、全て委託者の所有に属するものとし、委託者の承認を得ずして他に公表、貸与、使用等をしてはならない。

- (7) この仕様書に疑義のあるとき、または定めのない事項については、委託者及び受託者で協議して定める。